

南砺市人材共創施設寮整備事業 施設整備概要書

1. 施設整備概要

(1) 基本条件

- ・事業計画地の住所地番： 富山県南砺市福光710番地
- ・敷地面積： 約 33,650 m²
- ・地域・地区： 都市計画区域内 第一種中高層住居専用地域

(2) 関係法令・参照基準等

本事業の実施にあたっては、次に掲げる法令等のほか、本事業を行うにあたり適用となる関係法令及び条例、規則を遵守すること。

- ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び関係法令
- ・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・南砺市個人情報保護法施行条例（令和 4 年 12 月 16 日条例第 30 号）
- ・各種の建築関係資格法・業法・労働関係法
- ・その他関係法令等

(3) 建物について

建物は富山県から南砺市が貸与を受けた物件を、南砺市が事業者は無償で貸付を行う。

(4) インフラ整備

インフラ整備に関しては、必要に応じて事業者各自で現地を確認すること。

① 上水道、排水の処理

給水管配置、排水設備等については既存の管路に接続することを基本とするが、必要に応じ、敷地や周辺の状況も踏まえて南砺市と相談して適宜提案すること。なお、現在井戸水を飲料水として使用しているが、本事業で上水道を必要とする温水機器を整備することが想定されることから、将来上水道へ切り替えることを予定（市発注）している。したがって、本事業と関連性が高いことから、既存施設の上水道切替にかかる仕様の提案、見積書の提出を求める場合がある。

② 電気

既存のキュービクル式高圧受電設備及び施設内の電気機器、ケーブルを確認し、必要な工事を行うこと。

③ ガス

給湯設備、厨房設備については、ガス設備を導入すること。

2. 設計条件

(1) 基本的な考え方

① 配置計画

- ・本事業は、南砺市人材共創施設（旧福光高校）を当該施設利活用する生徒・学生らが寮として快適な生活を送ることができるよう環境を整備するものであるため、諸室配置計画及び動線計画には十分な配慮を行うこと（資料2参考）
- ・選定後の設計、施工については、寮の利用者の意見も参考とし、実施すること。
- ・3号館渡り廊下の北側に位置する1号館は、将来建物の解体を予定しており、解体後に非常階段を設置できるよう、屋外機器の配置等を配慮すること。

② 諸室の環境

- ・定員56名とし、校舎2号館及び3号館の3階を居室棟とする。
- ・厨房は1階図書室及び図書準備室を利用すること。
- ・浴室、洗面所、洗濯室、乾燥室は3階に設置し、男女の利用を想定し設ける。
- ・利用者が利用しやすく、親しみやすい施設計画とする。

③ 防犯・防災計画

- ・各部屋の入口及び全体の最終出入口等を含め、セキュリティ計画には十分な配慮を行うこと。

④ 環境配慮計画

- ・環境に配慮した材料の選定、建設副産物の発生制御、再資源化等、環境への負荷低減、省エネルギー対策（断熱）、自然エネルギーの利用を考慮した施設計画とする。

⑤ 安全の確保

- ・居室窓から利用者が転落することが無いよう、転落防止柵を設置すること。

（２）施設の構成及び規模

施設の構成及び規模は、提案審査時に求める構成規模であり、詳細な仕様は寮の利用者の意見も参考に定めるものとする。寮の配置等については資料２を参考とする。

施設名	（参考）面積・仕様
寮（校舎３階）	寄宿舍への用途変更等必要な手続きを行うこと。
居室 ４人部屋 １４室	約 33 ㎡ ・ 4人部屋をパーティションで区切り、2人×2空間を作り、プライバシーの確保に配慮すること。 ・ 断熱対策を行うこと。
寮 監 室	約 33 ㎡ ・ 断熱対策を行うこと。 ・ 風呂、トイレを整備すること。
ミニキッチン兼 談話室	約 33 ㎡ システムキッチン（IHコンロ、シンク、調理台）を１台設置すること。また、電子レンジ、オーブン、冷蔵庫（500L以上）を各３台設置できる間取り、電気配線等を確保すること。
浴室、脱衣場、洗面台、 洗濯室、乾燥室	約 180 ㎡ 男女で別れることを想定すること。男子：女子で５：１の割合で計画すること。 目安（数量は、優先交渉者と協議の上決定する） ・ 浴室 ６室 ・ シャワー室 １２室 ・ 洗濯機、乾燥機設置スペース １２箇所 ・ 洗面台 １２台 ・ 乾燥スペース 男女１箇所 ※洗濯機、乾燥機は寮の利用者が設置する。
下足箱、 靴の履き替えスペース	２階から３階への階段踊り場に設置すること（６０人分） ・ 生徒等の靴を収容できるよう下駄箱を設置する（部活動等生徒の活動実態を十分考慮し、１人当たり複数の靴を収納できるもの） ・ 靴を履き替えることが明確に分かるよう、スペースを設ける。
食堂（校舎１階）	食堂は、将来飲食店の営業許可が取得できるよう、用途変更等必要な手続きを行うこと。
食堂	約 130 ㎡ 不要物の撤去の他、食堂に必要な設備があれば提案すること。 （テーブル、椅子は別途用意）
厨房室	約 40 ㎡ 60名分の調理ができる設備を提案すること。
厨房従事者休憩室及び	約 40 ㎡

食品保管庫	ロッカールーム トイレ 食品保管庫
-------	----------------------

※ 各施設の居室については、「(3) 空調計画」を確認すること。

(3) 空調設備計画

下表の諸室に事業者によって配置を行う。

諸 室	冷暖房設備
居室・寮監室	○
ミニキッチン＋談話室	○
浴室、脱衣場、洗面台、洗濯室、乾燥室	○
厨房室	○
厨房従事者休憩室＋食品保管庫	○

(5) 設備計画

① 共通事項

- ・耐久性、更新性、メンテナンス性を考慮したものとする。

② 電気設備

- ・受変電設備等主要機器は現状を確認し、容量不足が懸念される場合は改修を行うこと。
- ・コンセントは、各諸室に適宜設置すること。
- ・寮3階の電気使用量が分かる設備を設置すること。
- ・動力設備が必要な場合、動力機器の制御盤の製作、配管配線等を行うこと。
- ・消防設備等を関係法規に基づき設置すること。

③ 機械設備

- ・空調設備の系統は、施設の構成、運用、故障時の影響を十分考慮して計画すること。
- ・換気設備を設け、適切に新鮮な空気の導入、除塵、臭気低減を行うこと。
- ・設置される諸室において運転・停止、温度調整が可能な方式とすること。
- ・給排水設備については、既存建物の状況を考慮の上、提案すること。
- ・消火設備等は、既存建物の状況を考慮の上、消防法、条例に基づき設置すること。

④ 什器備品

- ・ベッド、机、収納棚等の家具類は設けなくてよい。
- ・厨房設備機器、ミニキッチン等設備については、寮の利用者と調整のうえ、仕様を最終決定するものとする。

⑤ ネットワーク設備

- ・インターネット（Wi-Fi 設備）は市が整備する。

(6) その他

応募者は、本事業を行うにあたり地元企業、地元業者及び産品を極力取り入れるよう努めること。